

「平成 17 年度特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」に参加して

医学部 杉山真一

近年、廃棄物処理については環境問題等の観点から、その適切な処理が求められており、国民の関心も大きい。通常、我々が想像する廃棄物とは一般企業や家庭から排出されるゴミを指すことが多く、医学部や附属病院から排出される廃棄物は何やら危険な感じを受ける。今回、私は山口大学医学部を代表して、平成 17 年 12 月 22 日に福岡で行われた「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」に参加した。あいにく前日から季節外れの大雪で、高速道路は通行止めであったが、鉄道を乗り継ぎ、なんとか会場である福岡県中小企業新興センターに遅れることなく到着することが出来た。

私自身、公衆衛生学という教室に在籍しておりながら、廃棄物の種類やその関連法規については、恥ずかしながらよく理解していなかった。法的には廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に大別される。一般廃棄物は主に家庭から出されるゴミ、産業廃棄物は事業活動に伴って生じたゴミであるといえる。さらに、一般廃棄物、産業廃棄物は特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物が存在する。特別管理一般廃棄物の例としては、不要になった家電製品に含まれる PCB や家庭で使用したインスリン自己注射針などで、特別管理産業廃棄物の例としては、爆発性、毒性、感染性のあるもので、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性のあるもの、PCB などがある(RI 等の実験施設で使用されている放射性物質については別途、法令で定められている)。各廃棄物の処理の責任主体は一般廃棄物の場合は市町村、産業廃棄物は事業者が自らの責任で処理しなければならないと決められている。

医学部では各講座の研究室からは実験で使用した薬品などが、附属病院からは感染の危険性がある廃棄物が主に排出されている。廃棄物処理法では「その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の処理に関する適切に行わせるために、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない」とある。少々長いので要約すると、山口大学全体で 1 人の管理責任者を置けばよいというわけではなく、医学部、工学部のように離れて存在しているキャンパスにもそれぞれ責任者を置かなければならないということである。また、感染性廃棄物を扱うことの多い医学部では管理責任者の要件として医療系の資格(医師、看護師、薬剤師など)を有していなければならないとしている。以上のような背景があり、今回私が医学部の特別管理産業廃棄物の管理責任者となるべく、講習会に参加した。

今回の講習は 9 時からお昼 1 時間の休憩を挟んで 17 時まで行われ、最後に試験まであり、それに合格しないと修了証を交付してもらえないとのことだった。以下が今回の講習の要点であり、試験でも問われた内容である。

- ・ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない
- ・ 廃棄物処理とは、事業者による廃棄物の排出から収集・運搬、中間処理並びに最終処分までの一連の処理をいい、これらの排出責任は廃棄物の排出者である事業者にある
- ・ 事業者が廃棄物処理を処理業者(都道府県知事等の許可を受けた業者)に外部委託した場合でも、最終処分まで確認する必要がある
- ・ 委託契約とマニフェスト制度について。排出事業者が他人に特別管理産業廃棄物の処理を委託する際には、まず委託契約を作成し、契約を締結してから、委託契約書通りに廃棄物が適正に処理されたことを確認するために、マニフェストの交付・確認を行うものである

る

- ・ 廃棄物が運搬されるまで間、保管基準に従い適正に保管しなければならない(特別管理産業廃棄物は特に厳しく、酸、アルカリを保管する場合は腐食を防止する措置をとらなければならない)
- ・ 特に感染性のある特別管理産業廃棄物では、委託業者が適正に処理できる能力を有しているかを確認しておく必要がある(不適正な処理が行われた場合、最終的には全て排出事業者の責任になるからである)
- ・ 感染性廃棄物は、滅菌することにより通常の廃棄物として取り扱うことが可能となるが、メス、針等の鋭利なものについては、滅菌・消毒により感染性を失わせたものであっても、感染性廃棄物と同等の扱いをする
- ・ PCB については PCB 特別措置法により、PCB 廃棄物の保管事業者及び、処分業者は、毎年度、PCB 廃棄物の保管及び処分の状況を、都道府県知事に届け出なければならない

後日、修了証(第 905075181 号)が手元に届き、無事試験にも合格したことを確認した。

大学全体として、また医学部として廃棄物を減らしていくように努力していくことは当然であるが、廃棄物が出た後の処理を廃棄物処理法にもとづいて適正に行っていくことも大切である。特に医学部では特別管理産業廃棄物に相当する、酸、アルカリ類、感染性廃棄物が日常的かつ多量に排出されている。医学部では大部分の処理を外部の業者に委託しているが、廃棄物を業者に委託すればそれで終わりというわけではない。一度、不適切な処理が社会問題化すれば、大学の信用を大きく損ないかねない。山口大学医学部の特別管理産業廃棄物処理責任者という重大な責務を担うことになり、責任の重さを実感している次第である。